

下水道関係事業の取扱いについて

下水道関係事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第9回 第14回	平成16年8月27日 平成16年12月24日	決定	第10回 第14回	平成16年9月17日 平成16年12月24日
<p>【調整方針】</p> <p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 下水道受益者負担金(分担金)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。</p> <p>(3) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>4 下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地域については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>(2) 賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>7 <u>下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。</u>ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 下水道補助制度については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 <u>個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p>					

(別紙)

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い		
決定されている調整方針	7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。 9 個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
下水道資金貸付制度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 公共下水道の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む</li> <li>・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 公共下水道及び農業集落排水の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
個別排水処理施設資金貸付制度	<p><b>【水洗便所改造等資金貸付制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・ 貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・ 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p><b>【排水設備改造資金貸付制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を除く</li> <li>・ 貸付の限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・ 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p><b>【水洗便所改造等資金貸付制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・ 貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・ 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
<p>個別排水処理施設補助制度</p>	<p><b>【水洗便所設置補助制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 改造する便器1基につき4万円(最高2基まで)</li> </ul>	<p><b>【排水設備改造資金補助制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下記の特例の補助のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 通常の補助 1戸につき10万円以内 特例の補助 1戸につき3万円以内 は、 の上乗せ補助</li> </ul>	<p><b>【水洗便所設置補助制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 改造する便器1基につき4万円(最高2基まで)</li> </ul>